○ 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)

改正案	現
目次	目次
第一章・第二章 (略)	第一章・第二章 (略)
第三章 公開買付けに関する開示	第三章 公開買付けに関する開示
第一節 (略)	第一節 (略)
第二節 発行者による上場株券等の公開買付け(第十四条の三の	第二節 発行者による上場株券等の公開買付け(第十四条の三の
二―第十四条の三の十三)	二―第十四条の三の十二)
第三章の二〜第九章 (略)	第三章の二〜第九章 (略)
附則	附則
告書を提出した旨の公告)	
第四条の二 法第二十四条の二第二項の規定による公告は、次のいず	(新設)
れかの方法により、遅滞なく、しなければならない。	
一 内閣府令で定めるところにより、開示用電子情報処理組織(法	
第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう	
。以下同じ。)を使用する方法により不特定多数の者が公告すべ	
き内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置を	
とる方法(以下この条において「電子公告」という。)	
二 内閣府令で定めるところにより、時事に関する事項を掲載する	
日刊新聞紙に掲載する方法	

- 4 第二項の規定にかかわらず、同項により電子公告による公告をしなければならない期間(第二号において「公告期間」という。)中なければならない期間(第二号においてととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。)が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該公告の効力に影響を及ぼさない。
- 者に正当な事由があること。善意でかつ重大な過失がないこと又は電子公告による公告をする善意でかつ重大な過失がないこと又は電子公告による公告をする者が
- が公告の中断が生じたことを知つた後速やかにその旨、公告の中一 内閣府令で定めるところにより、電子公告による公告をする者

	旨を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければな
	定めるところにより、当該公告をした後遅滞なく、当該公告をした
	3 第一項の規定により電子公告による公告をする者は、内閣府令で
	。)は、直ちにしなければならない。
	2 前項の公告(法第二十七条の八第十一項の規定によるものに限る
	おいて同じ。)に掲載する方法
	新聞紙を含む。次条第一号及び第十四条の三の四第一項第二号に
	日刊新聞紙(産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊
	二 内閣府令で定めるところにより、時事に関する事項を掲載する
	ら第五項までにおいて「電子公告」という。)
	提供を受けることができる状態に置く措置をとる方法(第三項か
	用する方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の
	一 内閣府令で定めるところにより、開示用電子情報処理組織を使
	ばならない。
	三第一項の規定による公告は、次のいずれかの方法によりしなけれ
	十七条の八第十一項、第二十七条の十一第二項及び第二十七条の十
(新設)	第九条の三 法第二十七条の三第一項、第二十七条の六第一項、第二
	(公開買付開始公告等)
第四条の二	第四条の三(略)
	733
	1110
_	断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該公告に付して公告し

(略)

らない。

4 電子公告をしなければならない。 掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、 第一項の規定により電子公告による公告をする者は、 次の各号に 継続して

開買付期間の末日 の八第十一項及び第二十七条の十一第二項の規定による公告 法第二十七条の三第一項、 第二十七条の六第 一項、 第二十七条 公

後一月を経過する日 法第二十七条の十三第 一項の規定による公告 当該公告の開始

5 読み替えるものとする。 条第三項中 公告による公告をする者について準用する。この場合において、 第四条の二第三項及び第四項の規定は、 同条第四項中 「第一項第二号」とあるのは 第 一項」とあるのは「第九条の三第四項」と 「第九条の三第 第一 項の規定により電子 - 項第二号 同

(新設)

内閣府

(応募株券の数等の公表)

第九条の四

法によりしなければならない。 令で定めるところにより、 法第二十七条の十三第一項の規定による公表は、 次に掲げる報道機関に対して公開する方

社 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の販売を業とする新聞

とを業とする通信社 前号に掲げる新聞社に時事に関する事項を総合して伝達するこ

第百三十二号)第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をい二日本放送協会及び一般放送事業者(放送法(昭和二十五年法律

う。第三十条第一項第一号ハにおいて同じ。)

(公開買付者の関係者)

次に掲げる者とする。第十条法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、

げる金融機関をいう。第十四条の三の五第一号において同じ。)社又は銀行等(銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲一 公開買付者のために第八条第四項に規定する事務を行う証券会

二(略)

(買付け等の期間等)

第十四条の三の八第四号ロを除き、以下この節において同じ。)をおいて準用する法第二十七条の二第二項に規定する公開買付者をいう。以下この節において同じ。)が公開買付開始公告(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十一条の三の八第四号ロを除き、以下この節において準用する法第二十四条の三の八第四号ロを除き、以下この節において準用する法第二十四条の三の八第四号ロを除き、以下この節において準用する法第二十四条の三の八第四号ロを除き、以下この節において準用する法第二十四条の三の八第四号ロを除き、以下この節において連用する法第二十四条の三の八第四号ロを除き、以下この節において連用する法第二十四条の三の八第四号ロを除き、以下この節において連用する法第二十四条の三の八第四号ロを除き、以下この節において連用する法第二十四条の三の八第四号ロを除き、以下この節において連用する法第二十四条の三の一にはいて連用する法第二十四条の三十四条の三の一にはいる。

(公開買付者の関係者)

次に掲げる者とする。第十条法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、

げる金融機関をいう。第十四条の三の四において同じ。)社又は銀行等(銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲公開買付者のために第八条第四項に規定する事務を行う証券会

二 (略)

(買付け等の期間等)

第十四条の三の三 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第二項に規定する公開買付者をいう。以下この節において同じ。)が公開買付開始公告(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第二項に規定する公開買付者をいう。以下この節において第十四条の三の七第四号回を除き、以下この節において準用する法第二十一条の二十二の二第二項において準用する法第二十一条の三十十日以上で六十日以内とする。

2 6

略

#### (新設)

# (公開買付開始公告等)

- 第十四条の三の四 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項、第二十七条の六第一項、第二十七条の三第一項、第二十七条の六第一項、第二十七条の第二十七条の三第一項、第二十七条の
- ら第五項までにおいて「電子公告」という。) 提供を受けることができる状態に置く措置をとる方法(第三項か用する方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の 内閣府令で定めるところにより、開示用電子情報処理組織を使
- 日刊新聞紙に掲載する方法 内閣府令で定めるところにより、時事に関する事項を掲載する
- しなければならない。法第二十七条の八第十一項の規定によるものに限る。)は、直ちに 法第二十七条の八第十一項の規定によるものに限る。)は、直ちに
- 電子公告をしなければならない。掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して場がる公告の成分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して4
- 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七

末日
及び第二十七条の十一第二項の規定による公告 公開買付期間の条の三第一項、第二十七条の六第一項、第二十七条の八第十一項

する日 条の十三第一項の規定による公告 当該公告の開始後一月を経過二 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七

読み替えるものとする。条第四項中「第二項」とあるのは、「第十四条の三の四第四項」と 条第四項中「第二項」とあるのは、「第十四条の三の四第四項」と の告による公告をする者について準用する。この場合において、同 の場合において、同 の。

(公開買付者の関係者)

行う証券会社又は銀行等公開買付者のために第十四条の三の三第四項に規定する事務を

一 (略)

第十四条の三の六(略)

(公開買付者の関係者)

掲げる者とする。
る法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に第十四条の三の四 法第二十七条の二十二の二第二項において準用す

又は銀行等

公開買付者のために前条第三項に規定する事務を行う証券会社

一 (略)

第十四条の三の五 (略)

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

### (略)

買付け等をする場合 第十四条の三の五各号に掲げる者が第七条第二項各号に掲げる

を受けて買付け等をする場合三の五各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託

れている買付け等をする場合の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認めら四、第十四条の三の五各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会

等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をす売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の五 第十四条の三の五各号に掲げる者が、その有する上場株券等の

# (公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

### (略)

買付け等をする場合 第十四条の三の四各号に掲げる者が第七条第二項各号に掲げる

を受けて買付け等をする場合 第十四条の三の四各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託

れている買付け等をする場合の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認めら四 第十四条の三の四各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会

る場合等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をす売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券五 第十四条の三の四各号に掲げる者が、その有する上場株券等の

# 第十四条の三の七・第十四条の三の八(略

(公衆縦覧を行う証券業協会)

第十四条の三の九 法第二十七条の二十二の二第二項において準用す

第十四条の三の十

法第二十七条の二十二の二第二項において準用す

(公衆縦覧を行う証券業協会)

第十四条の三の八・第十四条の三の九

略

る法第二十七条の十四第三項に規定する政令で定める証券業協会は 第十四条の三の六に規定する証券業協会とする。

、発行者による上場株券等の公開買付けに関する読替え、

# 第十四条の三の十 略

## 2 • (略

# 第十四条の三の十二・第十四条の三の十三 略

(開示用電子情報処理組織を使用して行う電子開示手続又は任意電

第十四条の十 規定する任意電子開示手続をいう。以下この条及び次条において同 り開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続 子開示手続の方法等 おいて同じ。) 又は任意電子開示手続 の三十の二に規定する電子開示手続をいう。 されている事項を金融庁長官が定める技術的基準に適合する入出力 又は任意電子開示手続を文書をもつて行う場合に記載すべきことと )を行う者は、 法第二十七条の三十の三第一 内閣府令で定めるところにより、 (法第二十七条の三十の二に 項又は第二項の規定によ 以下この条及び次条に (法第二十七条 電子開示手続

> る法第二十七条の十四第三項に規定する政令で定める証券業協会は 第十四条の三の五に規定する証券業協会とする。

(発行者である会社による上場株券等の公開買付けに関する読替え

第十四条の三の十 略

# 2 • 3 (略

第十四条の三の十一・第十四条の三の十二 (開示用電子情報処理組織を使用して行う電子開示手続又は任意雷

(略

第十四条の十 り開示用電子情報処理組織 の二に規定する任意電子開示手続をいう。 次条において同じ。)又は任意電子開示手続(法第二十七条の三十 こととされている事項を金融庁長官が定める技術的基準に適合する 示手続又は任意電子開示手続を文書をもつて行う場合に記載すべき いて同じ。)を行う者は、 十七条の三十の二に規定する電子開示手続をいう。以下この条及び 子開示手続の方法等) 入出力装置により入力して行わなければならない。 示用電子情報処理組織をいう。)を使用して電子開示手続 法第二十七条の三十の三第一項又は第1 内閣府令で定めるところにより、 (法第二十七条の三十の二に規定する開 以下この条及び次条にお 項 の規定によ (法第二 電子開

2

(略

装置により入力して行わなければならない。

## 公表措置)

とする。 とする。 とする。 とする。

公開買付け等事実 は管理人) めのあるものを含む。)にあつては、 る公開買付者等 社等の子会社の売上高等をいう。 等に関する重要事実、 条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務 融機関を代表すべき役員を含む。 会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役 いう。)を公開することを委任された者が、 公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項に規定す 上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会 る配当若しくは分配、 しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等(法第百六十六 法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場 上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定す 若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する (法人 (以下この項において「公開買付け等事実 上場会社等の属する企業集団の売上高等 上場会社等の業務執行を決定する機関の決 (法人でない団体で代表者又は管理人の定 以下この項において同じ。 以下この項において同じ。 当該法人を代表すべき者又 当該重要事実等又は (協同組 。 を ) 若 織金 \_ ح

## 公表措置)

とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。

は管理 いう。)を公開することを委任された者が、 めのあるものを含む。)にあつては、 る公開買付者等 社等の子会社の売上高等をいう。 定、 等に関する重要事実、 条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務 融機関を代表すべき役員を含む。 公開買付け等事実 公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項に規定す 上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会 る配当若しくは分配、 しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等(法第百六十六 会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役 法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場 上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定す 人 若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する (法人 (以下この項において「公開買付け等事実 上場会社等の属する企業集団の売上高等 上場会社等の業務執行を決定する機関の決 (法人でない団体で代表者又は管理人の定 以下この項において同じ。 以下この項において同じ。 当該法人を代表すべき者又 当該重要事実等又は (協同組織金 ) を 若

機関に対して公開し、 当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道 買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。 かつ、 当該公開された重要事実等又は公開

略

日本放送協会及び一般放送事業者

(略)

2 略

企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任

二十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、 (略)

資本の額

基金の総額若しく

総額又は出資の総額をいう。 轄区域内にある場合にあつては、 務所の所在地を管轄する財務局長 除く。)に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事 所に上場されているものがない内国会社 は出資の総額(その成立前にあつては、 が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引 第四十一条の二第二項において同じ。 福岡財務支局長) (当該所在地が福岡財務支局の管 成立後の資本の額、 (内閣府令で定めるものを に、 その他の者 基金の

了 五. 略 に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

第四条の 第 項 0 規定による承認

3

略

買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。 機関に対して公開し、 当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道 かつ、 当該公開された重要事実等又は公開

(略)

第 日本放送協会及び放送法 一条第三号の三に規定する (昭和二十五年法律 般放送事業者 第百 |十二号|

略

2 略

、企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 (略)

2 轄区域内にある場合にあつては、 務所の所在地を管轄する財務局長 除く。)に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事 総額又は出資の総額をいう。 は出資の総額(その成立前にあつては、 所に上場されているものがない内国会社(内閣府令で定めるものを に関するものにあつては関東財務局長に委任する。 が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引 長官権限のうち次に掲げるものは、 第四十一条の二第二項において同じ。 福岡財務支局長) (当該所在地が福岡財務支局の管 資本の額、 成立後の資本の額 基金の総額若しく に、 その他の者 基金の

~ 五. 略

(新設

3 • 4 略